

熊本市水道条例の一部改正について

熊本市水道条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市水道条例の一部を改正する条例

熊本市水道条例（昭和 33 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「上下水道事業管理者（）」の次に「第 11 条第 1 項を除き、」を加える。

第 11 条第 1 項中「管理者」を「上下水道事業管理者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 11 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等（指定給水装置工事事業者又は前項ただし書の規定により管理者が他の市町村長若しくは他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めた場合における当該他の市町村長若しくは当該他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 3 項及び第 5 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第 13 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第 19 条の 2 第 1 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者（第 11 条第 1 項ただし書の規定により管理者が他の市町村長又は他の市町村長が法第

16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めた場合にあっては、指定給水装置工事事業者等)」に改める。

第36条の2第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

災害その他非常の場合における給水装置工事の円滑な実施を図るため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市水道条例（昭和33年条例第37号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第1条及び第2条 【略】 （給水装置の定義）</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために<u>上下水道事業管理者（第11条第1項を除き、</u>以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>第4条～第10条 【略】</p>	<p>第1条及び第2条 【略】 （給水装置の定義）</p> <p>第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために<u>上下水道事業管理者（</u>以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</p> <p>第4条～第10条 【略】</p>	<p>能登半島地震の教訓から、災害その他非常の場合にあって、給水装置工事に係る指定工事事業者等の確保が困難と判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図る必要がある。当該目的を達成するために、他の市町村長又は他の市町村長（水道事業の管理者を含む。）が指定した指定工事事業者による給水装置工事の実施を可能にし、もって宅内配管の復旧に対応する事業者や工事店を確保することができるよう改正を行う。</p> <p>・本市では、第3条において「上下水道事業管理者」を「管理者」とする略称規定を置いているため、第11条第1項において他の市町村における水道事業の「管理者」と区別する必要がある。そのため、第3条の略称規程では、第11条第1項を除いて略称規定を置くこととし、第11条第1項では、略称規定の適用を除外することとした。なお、ただし書レベルで略称規定を除く用例は法律及び政令では存在しなかった。</p>

工事検査を受けなければならない。

3 **指定給水装置工事事業者等**に関する事項については、法令に定めるもののほか、管理者が別に定める。

4 工事の設計、設計審査及び工事検査については、それぞれ手数料を徴収する。

5 **指定給水装置工事事業者等**が、工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、当該指定給水装置工事事業者の責任において処理するものとする。

第12条 【略】

(給水管及び給水用具の指定等)

第13条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水

工事検査を受けなければならない。

3 **指定給水装置工事事業者**に関する事項については、法令に定めるもののほか、管理者が別に定める。

4 工事の設計、設計審査及び工事検査については、それぞれ手数料を徴収する。

5 **指定給水装置工事事業者**が、工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、当該指定給水装置工事事業者の責任において処理するものとする。

第12条 【略】

(給水管及び給水用具の指定等)

第13条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水

第1項ただし書の規定により上下水道事業管理者が他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めた場合における当該他の市町村長及び他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者についても、指定給水装置工事事業者と同様に工事に係る事前審査や完了検査を受ける義務について別に定める必要があるため、「等」を加える改正を行う。

災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者の判断により他市町村長や他市町村長が指定した事業者が工事を行う場合にも、指定給水装置工事事業者が工事を行う場合と同様に、工事施工に係る責任は工事施工者が負うことを確認的に定める。

管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

第14条～第19条 【略】

(給水装置の管理等)

第19条の2 所有者又は使用者は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異常があると認めるときは、直ちに修繕その他の必要な処置を管理者又は指定給水装置工事事業者（第11条第1項ただし書の規定により管理者が他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めた場合にあっては、指定給水装置工事事業者等）に申し込まなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申込みがなくても、その必要を認めたときは、修繕その他の処置をとることができる。
- 3 前2項の規定により行った修繕その他の処置に要し

管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水装置の管理等)

第19条の2 所有者又は使用者は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異常があると認めるときは、直ちに修繕その他の必要な処置を管理者又は指定給水装置工事事業者

_____に申し込まなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申込みがなくても、その必要を認めたときは、修繕その他の処置をとることができる。
- 3 前2項の規定により行った修繕その他の処置に要し

災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者の判断により他市町村長や他市町村長が指定した事業者が工事を行う場合にも、指定給水装置工事事業者が工事を行う場合と同様に、工事上の条件を管理者が指示できることとする。

災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めた場合に限り、給水装置の所有者又は使用者が給水装置に異常があると認めた場合に修繕その他の必要な処置を申し込むことができる相手方に「他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者」が加わることを明示する。

た費用は、所有者又は使用者の負担とする。ただし、管理者が別に定める場合に該当するときは、当該費用の全部又は一部の負担を免除することができる。

- 4 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、所有者又は使用者の責めに帰するものとする。

第20条～第36条 【略】

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が**指定給水装置工事事業者等**の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

- 3 前項ただし書の規定による確認に要した費用は、所有者又は使用者の負担とし、当該費用の算出方法については、管理者が別に定める。

第37条～第41条 【略】

た費用は、所有者又は使用者の負担とする。ただし、管理者が別に定める場合に該当するときは、当該費用の全部又は一部の負担を免除することができる。

- 4 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、所有者又は使用者の責めに帰するものとする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が**指定給水装置工事事業者**の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

- 3 前項ただし書の規定による確認に要した費用は、所有者又は使用者の負担とし、当該費用の算出方法については、管理者が別に定める。

第37条～第41条 【略】

附 則 【略】

附 則 【略】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。